第○号議案　日本社会福祉士会の連合体移行に伴う本会の加入の件（例）

　日本社会福祉士会は個人の会員組織から都道府県社会福祉士会を会員とする連合体組織への移行を行うために2011年3月の総会に定款改正を行うことを予定している。

　連合体移行の目的は、今後も全国で会員数が増加することが予想されるなか、機能的な運営を行い社会福祉士会の事業を充実させるために、日本社会福祉士会の役割と本会の役割を分担しつつ、職能団体として一体として取り組む組織をつくり、組織強化を図ることにある。

　本会は、日本社会福祉士会が連合体へ移行する際に速やかに連合体に加盟すべく、以下の事項について、条件付きで議決をお願いしたい。

　１．日本社会福祉士会が連合体に移行するために改正した定款が施行されるのと同時に連合体に加盟すること

　　＜条件＞

　　　１）全国47都道府県社会福祉士会のすべてが新定款施行にあわせて連合体に加盟することが議決されていること

　　　２）日本社会福祉士会が提示する業務委託契約が本会理事会で承認されること

　　２．会費規則の改正

　　３．懲戒に関する規則の制定

―――――――――――――――――――――――――――――――――――

補足説明

＜日本社会福祉士会が連合体へ移行する必要性＞

　　1)今後も会員数が増加することが予想されるが、機能的な運営を行い会の事業を充実させるためには、日本社士会の役割と都道府県社士会の役割を分担しつつ、職能団体として一体として取り組む組織をつくることが重要。

　　2)日本社士会と都道府県社士会が一体であることを客観的に示すには連合体組織が最も適切。

　　3)全ての都道府県社士会が法人格を取得した今、従来通りの「みなし支部」を規定することは無理があり、支部組織は事実上不可能。

　　4)新公益法人制度移行後（2013年11月が期限）は会員組織から連合体組織へ移行することは難しい（会員組織の解散と連合体組織の設立が必要となるため）。

＜連合体組織像＞

　　1)日本社士会は都道府県社士会を正会員とする。

　　2)都道府県社士会は社会福祉士個人を正会員とする。

　　3)日本社士会は国との交渉や政策提言、都道府県社士会間の調整・情報提供、中央で行うべき調査・研究・研修、生涯研修制度の中核的役割などを行う。都道府県社士会は県や自治体との交渉や提言、地域に応じた調査・研究・研修、会員（社会福祉士）に関する事項などを行う。

＜連合体移行に伴う日本社士会と都道府県社士会の運営及び業務＞

　　1)このタイミングで連合体へ移行しなければならない理由は新公益法人制度移行前に行う必要があるというスケジュール上の制約からである。従って会運営の事務は、当面の間、現状と極力変わらないように配慮する。

　　2)当面の間、次に示す経過措置を設ける。

＜経過措置＞

　　1)社会福祉士個人に関わる会員管理事務、会費管理事務、綱紀案件処理は、日本社士会と都道府県社士会が委託契約を結ぶことで、現状通り、日本社士会が実務を担う。

　　2)経過措置期間は当面の間とし、全都道府県社士会が実務を担えると合意できたとき（目安は各都道府県社会福祉士会会長会議で検討する）に移行を開始する。

　　※必要に応じて、11月26日付資料をご活用ください。